

## 2021年度 第1回 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 議事概要

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局

日時：2021年6月24日（木）17時～18時30分

場所：WEB会議による開催

### 【議事次第】

1. 文化庁挨拶
2. 設置要綱の承認について
3. 座長、副座長の選任について
4. 2021年度の検討について
5. 専門ワーキング・グループの検討項目について
6. 2021年4月以降の補償金制度実施状況について（SARTRASより報告）
7. 自由意見交換

### 【資料】

1. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱（案）（別紙・委員一覧）
2. 2021年度の検討について（案）
3. 専門ワーキング・グループの検討について（別紙・委員一覧）

### 【要旨】

本日のフォーラムの要旨は以下の通りである。

#### 1. 文化庁挨拶

2021年度教育著作権フォーラムの座長が選任されるまで、2020年度フォーラムの前座長がフォーラムの進行を務めた。資料の確認後、文化庁から挨拶が行われた。

**文化庁** 今年度第1回のフォーラムの開催にあたり一言ごあいさつを申し上げたい。

本日、教育、文化芸術の当事者である皆様にお集まりいただき、教育現場における著作物利用の共通認識を図る場が設けられることに深く感謝と敬意を表したい。

この授業目的公衆送信補償金制度は、皆様方のご理解とご協力を得て、昨年4月に緊急的という形ではあったが施行することができた。また、昨年度は文化芸術関係の皆様の格別の配慮もあり、補償金を特例的に無償としていただいたことで、オンラインによる教育活動が急速に活性化されたと考えている。改めて御礼を申し上げたい。

今年度から教育のDXを進めるためのGIGAスクール構想が本格的にスタートしたが、この制度は、まさにその基盤となる仕組みである。今後より一層オンラインでの教育活動の需要は高まって

くと考えられるので、教育現場における著作権に対する適切な理解を促進していくことが極めて重要だと考えている。このフォーラムにおいて、そのための具体的な方策についてぜひご検討いただいて、文化庁としても積極的に協力をしながら取り組みを進めていきたいと考えている。

またより多くの教育現場においてこの制度が活用されていくなかで、様々な疑問も生じてくると思われる。昨年度作成いただいた運用指針についても、ぜひこのフォーラムで更に検討を深めていただいて、教育関係者にとってより分かりやすい運用指針となるようにしていただければと考えている。

併せて、教育現場におけるより多様な著作物利用の需要に対応し、またクリエイターの皆様への対価還元も進めていけるように、この制度を補完するためのライセンス制度の枠組みについても検討いただいていると聞いている。今年度はこの制度の本格運用の初年度ということで、特に重要な1年ではないかと考えている。委員の皆様には、是非この制度の運用により、将来の教育と文化芸術双方の発展につながるような意見交換をしていただければ幸いである。

またフォーラムの事務局である SARTRAS の皆様には様々なサポートをいただき感謝申し上げますと共に、本日の議論、検討が円滑に進むよう是非サポートをお願いしたいと考えている。文化庁としても、これまで以上に議論、検討について引き続き協力してまいりたいと考えている。

このフォーラムの成果が更なる制度の発展につながることを祈念して、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

## 2. 設置要綱の承認について

設置要綱について資料に沿って検討、審議が行われ、提案の内容で承認された。設置要綱案の説明と主な質疑は以下の通り。

A 今回の設置要綱の提案について説明をさせて頂きたい。4月から有償となる補償金制度が始まり、このフォーラム自体の性格も若干変わってくるのではないかと考えている。基本的にこれまでは調整をして双方の意見を比較的考慮して何らかの結論を出していくという意味合いが大きかった様に思うが、今後はどちらかといえば制度の運用の方法、例えば普及啓発等の重要性が高くなっているように感じる。これについて色々な具体的な案とか実施体制とかについても検討していかなければいけないし、これまで注力してきた運用指針についても、意見調整というよりもどちらかといえば法的解釈においてどうであるのかとか、そういうことを文化庁とも相談しながらある程度決めていく部分が多くなっていく様に考えている。これまでは権利者側と教育側の2名の共同座長という体制できたが、今後どの様な新しい体制にしたらいいかということも前共同座長の2名で考えてきたが、今後の実際の運用から考えると、法的な解釈を中心としていくことを想定して、座長は有識者の方をお願いし、副座長を権利者、教育関係者の双方から1名ずつ出した3名体制とした方がよいのではないかと結論となった。それに基づき、今回の設置要綱を修正している。

この設置要綱についてご協議のうえ承認いただいて、今年度から新しい体制をスタートさせていければと考えている。事務局から補足があればお願いしたい。

事務局 今主に説明があったのは、設置要綱案の第5条に関わる部分で、昨年度までは共同座長と

ということで座長 2 人での運営だったが、今回は今の説明の通り座長 1 名と 2 名の副座長という体制で進めることとしてはどうかという案になっている。

その他の点については、設置時からこの設置要綱は毎年少しずつ形を変えてきているが、例えば第 2 条のフォーラムの目的として、昨年度は運用指針のとりまとめが大きく掲げられていたが、今回昨年度の皆様のご努力により令和 3 年度版の運用指針が現在公表されているので、今年度はそれに加えて普及啓発もフィーチャーする形で少し整理させていただいている。また、これは大きな変更ではないが、もう 1 点だけ、第 3 条 4 項のフォーラム委員の任期については、今回も 2021 年度のフォーラムということでスタートさせていただいたのだが、委員の委嘱手続き等の交代の手続きでどうしても年度当初のスタートが遅れてしまうということが起こってしまっており、そのあたりをできるだけ切れ目なく検討の継続ができるように、このフォーラムが 2022 年度も継続されるということであれば、次の新しい委員が決まるまでは、今回選任されている委員の皆様が委員の立場を継続していただくというような内容を加えた点がこれまでになかったところである。

**B** 座長を有識者あるいは学識者から選任されるということで、35 条の運用指針も法解釈に基づき、文化庁の指導もいただきながらという話だったが、当事者の合意というのは通常の法解釈から大きく外れることは当然ないと思うが、運用上少し当事者の合意とは別の 35 条の本来的な解釈の方に寄せていくという目的があるのか。その点だけ確認させていただきたい。

**A** 運用指針については、従来通り、初等中等教育と高等教育のワーキング・グループを中心にこれまで通り進めていくとなっており、今後の検討もこれまで継続してきた議論の延長線上にあると考えている。今年度も運用指針については、ワーキング・グループ中心の検討が行われていくと考えており、ご質問の様な意図は全くない。

### 3. 座長、副座長の選任について

座長、副座長の選任については、前座長の提案通り承認された。

### 4. 2021 年度の検討について

ここから進行は新座長に引き継がれ、2021 年度の検討について資料に沿って、検討、審議が行われ、提案の内容で承認された。資料の説明と主な質疑は以下の通り。

**事務局** 2021 年度の検討については、内容をご覧いただくと分かる通り、先ほど承認いただいた設置要綱第 2 条のフォーラムの目的がそのまま検討事項となっている。

まず著作権制度の普及啓発だが、実際に制度が始まり、もちろん制度自体の普及啓発という考え方もあるが、このフォーラムの中では従前から著作権制度そのものの普及啓発が必要で補償金制度はそのうちの 1 つであるということで、そうしたなかでご検討いただきたい。

また、SARTRAS でも著作権法の定めに基づき、いただいた補償金の 2 割を共通目的事業と呼ん

でいる保護振興普及の事業に支出するといったようなこともこれから具体的な検討に入っていく流れもあるので、そういった点も視野に入れて具体的にご検討いただきたいというのが1つめである。

次に2つめの改正著作権法の第35条運用指針だが、これはもちろん継続検討とされている部分もあり、また実際に制度が始まり、SARTRASにも多数の問い合わせもいただいているという状況のなかで、どういったものがこの運用指針の中に記載されていることが望ましいかというような観点もこれから出てくると思われるので、そういった視点も踏まえ運用指針について必要な改訂をしていただくということが2番目である。

それから3つめとして、これは現在SARTRASとして今なかなか明確なお答えができていないが、ニーズに合ったライセンスをこれから構築していくにあたっての意見交換をさせていただくということが3番目である。

そしてこれらに含まれない事柄でも、多くの教育機関の方々の多様な教育現場の状況のなかで何かこういった事柄について検討する必要があるということがあれば、それらについても適宜意見交換を行うということで4本の柱を立てさせていただいている。

このような形の検討を今年度行うことについて提案をさせていただきたい。

**C** 今説明のあった2021年度の検討の4項目については異論はない。2番目の35条運用指針の改訂については、高等教育専門ワーキング・グループの主査をやらせていただいているが、ちょっと開催の間隔が空いてしまって申し訳ないと思っているが、中身がまだ不十分な点は引き続き内容を充実させていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

先ほど事務局から説明のあった1番目の普及啓発について、著作権制度の普及啓発と補償金制度の普及啓発を分けて話があって、補償金制度の普及啓発も著作権制度の一部だという点に何の異論もない。資料の表現の問題ではないが、共通目的事業という文言もあるので、1点だけ今後留意いただいた方がいいのではないという個人的意見を申し上げたい。SARTRASの管理業務に係る広報は共通目的事業ではなく、管理手数料のなかでやることだと考えているが、その確認をしたい。共通目的事業の2割のなかでSARTRASのPRばかりをやられては困る。この資料の文言自体には何の異論もなく、先ほどの説明で補償金制度の普及啓発は著作権制度そのものの普及啓発の一部であるというのも間違っていないのだが、実際に共通目的事業がはじまってみると、共通目的事業の中でSARTRASのPRもやるみたいなことはくれぐれもないようお願いしたい。

**事務局** 貴重なご意見に感謝申し上げます。そのようなことがないように、共通目的事業については、法律の定めにより記述としては全ての権利者のためとなっているかどうかを有識者の方に見ていただきながらその事業内容を決めていくという趣旨になっており、それは踏まえているので、決してSARTRASの宣伝になってしまうようなことにならないように気をつけたい。

**D** 質問や意見というよりこれは文化庁へのお願ひだが、私は、著作権制度の普及啓発ということは今議論があったように、SARTRASの制度の理解を促進するものではなく、著作権制度そのものについての理解を深めていただくためのものであると考えている。そのように考えたときに、様々な方が既に著作権制度の普及啓発活動を行っている訳で、特に文化庁でも様々な活動を行っているとは私は理解をしている。

今回フォーラムで著作権制度の普及啓発について具体的な内容を検討して提案をすることになっ

ているが、例えば国がやっている事業とどのようにすみ分けていくべきと考えているか。あるいは様々な活動が他で行われているなかでそれに加えて何をすべきなのか。あるいは屋上屋を重ねるような活動をしては仕方ないので、そのあたりについては非次回のフォーラムの際にでも一度考えをお示しいただくような機会を作っていただくことはできないだろうか、というお願いである。

**文化庁** 大変重要なご指摘と考える。文化庁としても著作権の普及啓発活動を色々させていただいているので、このフォーラムと連携して対応していくことが大事だと考えている。次回フォーラムで文化庁の取り組みの紹介をさせていただくとともに、どのような形で連携が可能かという点も含めて、また改めてご相談させていただきたい。

**B** この4項目はいずれも当然やらなければいけないことで異存はない。ただ35条の運用指針のきちんとした柱が立ってこそその普及啓発ということも言えるだろうと思う。この著作権制度の普及啓発というところで、著作権制度全般の普及啓発というイメージでの発言が多いように私は聞いたが、そこはやはり35条の制度自体の普及啓発の部分も当然地続きであるので、フォーラムで検討する普及啓発は著作権制度全体の普及啓発なのだというイメージが勝ちすぎないように、議論を進めていきたいと思う。

**A** この数か月、色々な学校からお声掛けをいただいている、この制度について内部に説明をしたいという意欲が大変強いことを感じている。誰に相談すればよいのか、どうすればよいのか、この制度自体を誰も分かっていないみたいな、そういうお尋ねとかご相談を受けたりしている。教育関係の方々も積極的かつ自発的にこの制度をどうやって内部に周知させていくのかということについて大変お悩みであるということは分かるので、制度の周知は私たち自身でやっていかなければならないと考えているが、やはりせっかくの機会なので、学校内に著作権制度全体についての啓発を行っていくことについて、フォーラムの場で検討していければと思う。補償金制度の周知と著作権制度全体の啓発とその境界線は非常に難しいかも知れないが、そういうニーズの強さを感じていることをこの場でお伝えしておきたい。

## 5. 専門ワーキング・グループの検討項目について

続いて、座長が改めてワーキング・グループの委員を指名した後、専門ワーキング・グループの検討項目について資料に沿って、検討、審議が行われ、提案の内容で承認された。資料の説明と主な質疑は以下の通り。

**事務局** これまで3つの専門ワーキング・グループを設置させていただいており、昨年度の段階で今年度も継続設置をするということについて確認されているという状況である。検討項目についても昨年度からの継続ということで、また、先ほど承認された設置要綱とフォーラムの検討内容に沿っての検討であることはもちろんであるが、それを初等中等教育専門ワーキング・グループと高等教育専門ワーキング・グループで各々の教育の特徴として、初等中等教育と高等教育では必ずと教育の内容にも異なり、また運用指針等に求められているものも異なる点もあるので、2つのワーキ

ング・グループでそれぞれ検討を進めていただいている。具体的な検討内容は、(1)と(2)に記載されているが、普及啓発、運用指針の改訂、ライセンス、その他フォーラムから要請された事項があれば、それについてもご検討いただきたいという趣旨である。

そして、(3)の有識者専門ワーキング・グループについては、他の2つのワーキング・グループと異なり、非常に法的にも考え方の整理が難しい事柄と考えるが、ここに①と②で書かせていただいた、いわゆるオーバーライドの問題、それからコピーやアクセスの制限が掛けられたものを外して利用するといったようなことができるかどうかを継続してご検討いただきたいということである。以上、これらの項目について、今年度も3つの専門ワーキング・グループで検討いただくことを考えている。

また、その専門ワーキング・グループの委員の一覧は別紙の資料のとおりである。

**E** 高等教育専門ワーキング・グループで、正式な打診という形ではないのかも知れないが、昨年度に自然科学、理工書の分野で私1人では十分な対応ができていなかったのも、ワーキング・グループの増員の可能性はあるかという質問をさせていただいていたかと思うが、それについてはどうだったか。

**A** 基本的には、バランスの問題から出版分野だけ人員を増やすということについては難しいと思っている。ただオブザーバーを呼んで意見を聞いたり、発言をしたりすることは柔軟にできる体制になっていると思うので、必要に応じてそういう出版の必要な方を会議にお招きすることは主査の判断で可能かと思う。ワーキング・グループのメンバーとしては難しいが、その様な形での参加はあり得ると思う。ワーキング・グループの主査と委員内でお話しいただけたらよいのではないかと。

**D** ワーキング・グループの委員については、それぞれの利益代表という立場ではなく、著作権について見識がある方をお願いをし、今課題となっている事柄についてそれぞれの立場からご議論いただくというのがワーキング・グループの基本的な考え方であった。先ほど意見があったようなある領域が欠けているといったようなことについては、今話があったように必要に応じてワーキング・グループに来ていただいて話を伺うというような機会を持つことによって、そういった課題を解決していくということによいのではないかと私も考える。

**E** 了解した。それではワーキング・グループの主査とも相談させていただいて、可能であれば、アドホック的に参加させていただくというような方向で検討させていただきたい。

**F** ワーキング・グループの検討項目については全く異論はないが、我々のコンピュータソフトの関係からいうと3番目のワーキング・グループに大変興味がある。主査のOKがあればワーキング・グループにオブザーバー的な参加が可能だということの確認だが、参加させて勉強させていただきたいが、それについては主査に確認すればいいのか。

**事務局** 昨年度に専門ワーキング・グループが設置された時には、忌憚のないご議論をしていただくということで、フォーラムでは今日もたくさんオブザーバーの方にいらしていただいているが、ワーキング・グループの議論についてはそのメンバー限りでさせていただくという形をとり、先ほ

どの発言に対応するのは先ほどご承認いただいた設置要綱の第7条5項にあるように専門ワーキング・グループで必要に応じて専門ワーキング・グループの委員以外からヒアリングを行うことができるというルールに基づいての話と認識しており、これまでも専門ワーキング・グループにはそういったオブザーバーのような形での参加はなかったというのが現状である。

**C** 主査が OK といえ、例えばある分野についてワーキング・グループのメンバーにプレゼンテーションしていただくということはあると思うが、フォーラムの委員であってもワーキング・グループメンバーでない方が、その議論に興味があるから傍聴させてくれというような参加方法は駄目だと思う。ワーキング・グループの検討に向けてある分野の実態を聞いてみようかというようなアプローチで、ヒアリングをするためにお招きするということはあるだろうが、傍聴のための参加というようなことはワーキング・グループの設置の趣旨からすると違うということである。ワーキング・グループのメンバーの方には自由に意見を遠慮なく言ってもらう必要があるので、誰でも参加可能というような形は適切ではないと考える。

**G** 先ほど承認いただいた設置要綱によると、ワーキング・グループの委員は座長が指名することになっているが、できるだけ多くの方に受け入れていただけるような内容になることが重要と思うのでご意見をいただきたいと思うが、ないようであれば、いろいろ要望はあると認識しているので、主査にはこのヒアリングという形でできるだけ柔軟な対応をいただければと思う。

## 6. 2021年4月以降の補償金制度実施状況について（SARTRASより報告）

続いて、2021年4月以降の補償金制度実施状況について、SARTRASから報告が行われた。資料の説明と主な質疑は以下の通り。

**事務局** ここからは、フォーラム事務局ではなくて SARTRAS の事務局としてご報告をさせていただきたい。この立場は今後もフォーラムの中できちんと使い分けていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

まずひとつめとして、補償金が有償となった4月以降の登録状況についてだが、SARTRASのWEBサイト上に TSUCAO と呼んでおりますシステムがオープンされており、基本はネット上で全ての手続きをしていただける体制を用意している。

6月14日時点の数字だが、登録いただいた教育機関の設置者の数は1,452となっており、教育機関の数は14,377となっている。また、その後も登録は次々といただいております現時点ではもう少し増えている。6月14日時点の数字のなかでは、小学校、中学校、高等学校では、全国の数と比較すると概ねそれぞれ35%程度の申し込みをいただいております、大学は短大と併せて約65%に登録をいただいているという状況である。

それから2つめとしては、4月以降 SARTRAS に問い合わせもたくさんいただいているが、登録申請の方法に関する問い合わせも多いが、制度に関しては運動会と文化祭に関する問い合わせがかなり多く寄せられており、ご存じの方もいらっしゃると思うが、先日萩生田文部科学大臣から運動会での音楽利用とこの制度の関係についての発言をいただいている。送信先を教員、児童生徒、保

護者といった必要な範囲に限定すること、リアルタイムのストリーミング配信のような配慮をすることで、必要と認められる限度で著作権者の利益を不当に害することのないようにご注意いただければ、制度の範囲内で音楽の公衆送信が可能といったことである。こういったことを踏まえ、SARTRASのWEBサイトにあるFAQでも同様の内容を掲載し、周知を図っているところである。

なお文化祭については運動会と比べると著作物の利用のされ方が多様であり、例えば市販の映画の上映をリアルタイムストリーミング方式でするのは音楽と同じように考えられるのかとか、やはり論点が運動会とは異なる部分もあると考えられるので、こういったところをフォーラムやワーキング・グループで検討をお願いしたいと考えている。

次に、ライセンスについては先ほども少し発言させていただいたが運用指針の巻末に令和3年度版の参考資料として記載させていただいている内容を中心に内部で検討を引き続き行っている状況である。

そして最後に、先程普及啓発のところでも説明した共通目的事業だが、著作権法104条の15においてこの共通目的事業と呼んでいるのは著作権および著作隣接権の保護に関する事業ならびに著作物の創作の振興および普及に関する資する事業というものだが、こちらについては今お支払いをいただいている補償金規程の3条に基づいて包括的にいただいているものの2割の額をこの事業に充てなければならないということが法律で決められている。さらに著作権法施行令第57条の12でこの事業が権利者全体の利益に資するものとなるよう予めその内容について学識経験者の意見を聞かなければならないとされている。これに対応してSARTRAS内に共通目的事業委員会という委員会を設置することとしている。この委員会の委員に学識経験者の方にも入っていただいて意見聴取というよりも、その検討の段階からご意見をいただくということで、今後の検討をさせて進めさせていただきたいということで準備をしているところである。

**G** この説明は、このフォーラムというよりSARTRASの活動報告ということかと思うが、このフォーラムの検討事項にも関わることだと思うので、この場で承認いただくという性質ではないかと思うが、質問等あればお願いしたい。

**H** 運動会の報道については私も聞いており、今SARTRASのWEBサイトを確認させていただいた。根本的に勘違いしているのかもしれないが、リアルタイムであればそもそも補償金の対象外ではないのかというところだが、それは運動会が授業かどうかグレーなので補助金を払えという趣旨だろうか。その辺りを教えて欲しい。

**事務局** 今の質問は35条第3項に関わることかと思うが、35条第3項は授業をしている主会場とその授業を受けている方、説明上ではよく副会場と言われていると思うが、そこにそれぞれ授業を受ける人がいるという前提だと理解している。少なくとも保護者は授業を受ける者ではないので35条第3項の適用は受けないが、35条第1項でその運動会という授業の必要と認められる限度としては含まれると考えられるというそういう解釈に立っているのだろうと理解をしている。

**G** 確かに35条3項は、授業を行う場所以外の場所において同時に授業を受ける者に対して公衆送信するときには補償金なく送信できるということになるかと思う。

## 7. 自由意見交換

議事の最後に自由意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

**C** フォーラムの構成団体やフォーラムの委員等については、フォーラムの WEB サイトで細かく見ると議事資料で名簿とか構成団体とかを探することができるが、何も知らない方がフォーラムにどんな方が参加されているのかとか調べようするとなかなか見つけられないので、その辺りの考えを伺いたい。というのも、最近様々な研修会に呼ばれて話をする機会が多くなっているが、それらの教育機関の団体があるときに、補償金制度や 35 条の解釈に関する質問があれば、SARTRAS に相談してくださいということで普通はよいのだろうと思うが、むしろ各教育機関が疑問に思うことがあれば、それぞれの教育機関が属する団体に質問してもらって、そこからフォーラムにつなげてもらうことはできないのかと思う。SARTRAS とかフォーラム事務局に相談する前に、まずは各校種や設置者別の教育関係団体の中で受け止めて、問題点の共通理解をしておいた方がよいと思う。そういうところがどこなのかが、一般の教員には分かりにくい。どこからどのような質問があったのか、SARTRAS に提供してもらえばよいのかもしれないが、ワーキング・グループのなかでもなかなか教えてもらっていないので。

各教育機関の課題を学校種や設置者別に把握するためにもフォーラムの構成団体は積極的に公表した方がよいのではないと思うが、その辺りの考えを聞かせていただきたい。

**事務局** まず、実際に制度が始まり、SARTRAS に寄せられる質問の内容もとても具体的になってきている。先ほども少し申し上げたが、ワーキング・グループで議論いただく際に、こういった事柄についてよく質問があるので検討いただきたいということで問い合わせの内容をフィードバックさせていただきたいと考えている。そちらについてはまた主査の皆さまに相談させていただきたい。

それともうひとつの構成団体や委員の公表の件だが、この著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの WEB サイトのなかの議事次第・議事のポイントという項目の中に、第 1 回目に配布された資料として委員一覧、また団体名が記載されたものが公表されているというのが現在の状況である。これは事務局として積極的に公表したくないという意図があってしている訳ではない。もし委員の皆さまのご了解を得られるのであれば、WEB サイト上に構成団体や委員の一覧として掲載することはもちろん可能である。

**C** 委員それぞれの推薦団体の事務局の方々がどう思うかということも考えなければいけないが、その教育機関のグループのなかで問題を共有した方がいいと私は思う。主査としては団体経由で対応できる様に団体名はオープンにした方がいいのではないと思うが、そんなに色々相談がくるのであれば困るということかも知れない。主査の判断でと言われても団体の事務局に迷惑が掛かるようだとはよくないので、団体の事務局とも相談していただいて、例えば、学校種や設置者の別ごとに各分野で問題を共有したいという声があったときには、団体がパイプとなってそのフォーラムの委員につなげられるというような形ができればというのが私の思いである。今後推薦団体の事務局に相談していただきたい。

それから、やはり個々の学校現場の方からすれば自分の学校が属している分野の団体がフォーラムに入っているのか入っていないのかが分かるか分からないかで、団体として全体的な協力をしてい

こうという機運が高まるかどうかとも変わってくるので、団体がフォーラムに参加する事については間口を開いて、風通しを良くするというのも効果があるのではないかと思う。今後に向けてご検討いただければと思う。

I 2点ある。1つめは、先ほどのワーキング・グループの傍聴に関する意見は貴重な意見だったと思う。その様な意見が出てくるのは、先ほど承認はされたが、設置要綱のなかに会議体を公開するかどうか明確に定められていないというのがひとつの要因としてあるだろう。次回設置要綱を改訂される際はその辺りを少し検討した方がよいと思う。

2つめは、先ほど普及啓発の検討に関するところで意見があったが、共通目的事業として行う普及啓発の事業とそれから SARTRAS 固有の事業として管理手数料のなかで行う普及啓発は原資が異なるので、その棲み分けは結構難しいと思うので、今後慎重に検討していく必要があるだろう。

G 今のご意見の1つめは、先ほどから色々指摘があったが、ワーキング・グループの在り方に関わるもので、現状ではヒアリングというもので主査にできるだけ柔軟に対応いただくということだが、その在り方や議事の公開の在り方も課題として今年度の設置要綱は今決まったばかりなので、また来年度になるかもしれないが、事務局で検討していただければと思う。

B 議事の公開の件は、フォーラムも設置要綱の9条の通りで、ワーキング・グループについても9条の通りである。

G 設置要綱9条は議事概要等の公開について定めたもので、専門ワーキング・グループについては、議事の要点を作成してネットで公表するということだが、このような議事概要等の定めがあることからすれば会議自体は公開しないというように読めるということだろうか。その在り方については今後もし意見があればまた出していただくということにしたい。

J SARTRAS に現場から質問があるということだが、こういう質問にはこのように答えているということが、我々にも共有させていただけるものがあるのか。我々のところにも質問が来たりすることがあるが、その際全部 SARTRAS に振っているだけでいいのかと常々思っており、何か共通で答えることができるものがあれば、我々からお返しをしていくというようなことができるかなと思うが、そういうことが可能かどうかお聞きしたい。

事務局 可能だとは考えるが、こちらの回答が必ずしも本当に適切かどうかということについてはご意見もいただくところでもあるので、共有させていただくものについては、何らかの場で十分検討した上でさせていただくのがよいかと思う。例えば、検索しやすいような形で FAQ を WEB サイトに載せておくとか、様々な面から今の意見を踏まえてよい対応ができるように検討させていただきたい。

K SARTRAS に質問だが、6月から利用状況調査をお願いしていくというようになっていたと思うが、その進捗状況をお聞きしたい。例えば、何校位依頼したとか、何校から回答があったとか、回答はどのような内容だったとか公開される予定があるのかとかもお聞きしたい。

**事務局** すみません。少し予定が遅れており、まだお願いをしておりません。7月中旬位にはスタートができればと思って今準備を進めているところである。

また、利用状況調査でいただいた内容は、現状では公表するというようなことは特に考えていない。報告いただいた資料に基づいて各分配に携わる権利者側が権利情報を整備してそれぞれの分配につなげていくということで、所定の分配規程に基づいて粛々と分配を行っていくということかと考えている。

**K** 基本的にその内容に従って分配をするという話だったと思うので、分配の仕方を見れば何となくこういう感じだったのかと想像つくということか。

**事務局** はい。利用報告をいただいたものにしか分配しないということで行っていく予定である。

**K** 現場でどれぐらい理解されているか知らないが、例えばFDとかがあれば、このようになっていくことを伝えるのだが、調査があるらしいが始まっているのかも分からないし、自分のどこに来るのかも分からないという状態で何か月も経っていると、先生方も基本的には記録しておかないと、言われたときに困るという話になる訳である。もちろん資料には書いておかないといけない訳だが、その辺りの準備とかもあるので、できればどういう状況なのかということがどこかを見れば分かるようになっているとありがたい。

**事務局** 現状サンプリング調査で行わせていただくので、調査依頼をどこへするというのは申し上げにくい性質のものと考えている。ご指摘の点は確かにそういう面もあると思うが、そちらには今年の調査はあります、ありませんとかそういうことを事前に明確にするのは難しい。

**K** もちろんその通りだが、例えば今年はまだ始まっていて連絡が入っているという情報が分かれば、今年のうちには調査依頼はこなかったと分かるかなというそれだけの話である。

**事務局** いただいた意見を踏まえて、検討したい。

**L** 今の各委員からのワーキング・グループの話とか資料の話とかを踏まえて、思っていることを申し上げたい。

この1-2年位の当初のところでのこの関係者フォーラムの位置付け自体は、非常に有意義な形で落ち着いていると思うが、フォーラムの今後の機能に関する話になってくると、自由意見交換だから言える話だが、教育団体側の教育団体のある意味で代表する形で参加している委員の立場からすると、非常に難しいというか、今日も話題に出た様なSARTRASが行っている調査であったり、あるいはフォーラムで議論されている話だったり、あるいはSARTRASが普及啓発事業として行っていることが必ずしも関係者フォーラムの委員としては、報告としては例えば先ほどの6番目の議題の補償金実施状況は口頭ではなくデータとしていただいた方がよかったり、そういったことについては公開されているものもたくさんあることは承知しているが、やはり直接状況を知りたいとかそういう要望はある。

SARTRAS の構成団体である権利者団体の方はリアルタイムで色々な意見交換ができるし、ワーキング・グループに参加している委員の方もそのプロセスに参加できるのだが、各分野を代表するような形でこの本委員会のみに参加している委員の立場からすると、その部分の情報というのがこの場で出された議題や資料では承知できるのだが、実際に各団体はリアルに今動いてる訳で、そこに持って帰ることができる情報なりあるいは逆にそこから出されるものがあるとしても必ずしも反映できる感じではない。例えば、通信教育の立場からすると独自の問題を大量に抱えている訳だが、若干非難めいて聞こえるかもしれないが、そのあたりの風通しの悪さみたいなものをリアルに感じていて、今までは初年度の実施なりという形でよかったのだが今後どの様につないでいけばよいのかというのを委員としては責任があると思っており、微妙な意見にはなるが、今後どのように各構成団体に関わっていけばよいのかというあたりが、数枚の資料をいただくだけでは難しいと感じている。

ただ、これはフォーラムが長期継続することによって生じた問題あるいは課題だと感じているので、問題提起にとどまる意見ということでお聞きいただければと思う。

**G** 最後に本日の資料の公開についてである。先ほど指摘のあった設置要綱 9 条に基づけば特段ご了承を得るという性格のものではないのかもしれないが、これまではフォーラムのなかで議事次第や別紙を含めた設置要綱等の配布資料はフォーラムの WEB サイトに掲載するということについて了解を得ることになっている。また、議事概要 9 条 1 項によって議事概要を作成するため、これもこれまでもそうやってきたと思うが、予め発言者の確認を取った上で無記名で WEB で公表することになっているようなので、今回もそういったやり方でご了承を頂きたい。

それでは会議は以上とさせていただきます。最後に事務局から今後の予定等について、何かあればお願いしたい。

**事務局** 先ほど高橋委員より問題提起をいただいたことなども含め、今後のフォーラムの進め方については事務局で検討させていただくが、具体的な検討については 3 つのワーキング・グループで進めていただくということで、個別に各主査の方々と連絡を取らせていただきながら日程調整も含めて進めさせていただきたいと考えている。またあのフォーラムを開催する際にはあらかじめご案内を差し上げるように意識したいと思っている。

**G** それではこれをもって第 1 回の教育著作権フォーラムを終了とさせていただきます。お忙しいところご参加いただき、感謝申し上げます。

以上